

別表十六(九)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

資	特別償却に関する規定の該当条項	1	第	第	第	第	第	第	計	
産	種	2	第	第	第	第	第	第		
区	構造・区分・設備の種類	3	第	第	第	第	第	第		
分	細	4	第	第	第	第	第	第		
	事業の用に供した年月日	5	P79~82参照						年	
	耐用年数	6	P79~82参照						年	
当	期積立額	7	円		円		円		円	
当期積立限度額	当期の特別償却限度額	8								
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9								
	積立限度額 (8) + (9)	10								
差引	積立限度超過額 (7) - (10)	11								
	積立不足額	12	P82参照							
	割増償却の場合 (8) - (7)	13								
積立不足額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10) - (7)	14								
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15								
	差引翌期への繰越額 (14) - (15)	16								
	翌期への繰越額の内訳	17								
	当期分 (12) 又は (13)	18								
	計 (17) + (18)	19								
	当期積立額のうち損金算入額 ((7) と (10) のうち少ない金額)	20								
	合併等特別償却準備金積立不足額 (8) - (7)	21								
繰越額の計算	積立事業年度	22								
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23	円		円		円		円	
	期首特別償却準備金の金額	24								
	当期益金算入額	均等益金算入による場合 (23) × $\frac{1}{84, 60 \text{ 又は } (\text{耐用年数} \times 12)}$	25							
		同上以外の場合による益金算入額	26							
		合計 (25) + (26)	27							
	期末特別償却準備金の金額 (24) - (27)	28								

別表十六(九) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の10第1項(「第42条の5第1項第1号」))	10599	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の10第1項(第42条の5第1項第2号))	10601	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の10第1項(第42条の5第1項第3号))	10603	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号))	10031	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号))	10034	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号))	10037	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号))	10040	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10606	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10292	
地域経済 ^{けん} 牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10581	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10552	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10429	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10585	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10637 ※	

※ 区分番号「10637」は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行日以後に認定特定高度情報通信技術活用設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10612	「8」欄の金額
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10615	
船舶の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第1項の表の第2号の中欄のイ)	10624	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第1項の表の第2号の中欄のロ)	10626	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第1項の表の第2号の中欄のハ)	10628	
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却（耐震基準適合建物等の特別償却）	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (令和2年旧措置法第68条の17第1項)	10502	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の17第1項)	10505	
被災代替資産等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の18第1項の表の第1号)	10592	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の18第1項の表の第2号)	10594	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10304	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10630	
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10307	
情報流通円滑化設備の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10617	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10120	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10511	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10514	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10517	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10135	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成27年旧措置法第68条の27第2項の表の第1号)	10438 ※1	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第2項の表の第1号)	10557 ※1	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第2項の表の第2号)	10544 ※2	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成26年旧措置法第68条の27第2項の表の第2号)	10441 ※2	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第2項の表の第3号)	10520 ※2	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第2項の表の第4号)	10559	

※1 区分番号「10438」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10557」が該当します。

※2 区分番号「10441」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10520」が該当します。
なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10544」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の29第1項)	10325	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の29第2項)	10632	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の29第3項)	10634	
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10331	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10596	
企業主導型保育施設用資産の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」	10619	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の35第3項第1号)	10450	「8」欄の金額
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (「第68条の35第3項第2号」、「平成31年旧措置法第68条の35第3項第1号ロ」又は「平成27年旧措置法第68条の35第3項第2号ロ」)	10453	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の36第1項)	10343 ※	
	「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の36第1項)	10576 ※	

※ 区分番号「10343」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10576」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第68条の41第2項」、「第68条の41第3項」又は「第68条の41第12項」	10564	「9」欄の金額